

我が国のサステナビリティ開示基準の導入に向けた対応策 後編

『週刊経営財務』2025年6月23日号

有限責任監査法人トーマツ 監査・保証事業本部 非財務・サステナビリティ保証統括部
パートナー 公認会計士 小口 誠司

後編では、第三章「我が国のサステナビリティ開示基準に対応する上での課題」のうち、新しい開示基準を導入する上での実務上の課題及びその対応策を具体的な例示も交え解説します。併せて、2024年12月期よりEU域内上場会社を中心にCSRDの発効に基づくサステナビリティ情報の開示/保証が始まりましたので、その開示分析も紹介します。

なお、本記事で述べられている意見は、筆者個人のものであることを明記しておきます。

Ⅲ.我が国のサステナビリティ開示基準に対応する上での課題（つづき）

2. 課題及び対応のポイント

1) EUの先行事例を参考にしましょう

CSRDの発効に伴うEU加盟国での法制化に基づき、2024年12月期よりEU域内上場会社を中心にサステナビリティ情報の開示/保証が始まりました。本記事の執筆時点で公表されているサステナビリティ開示書類（アニュアルレポート等）のうち、無作為に抽出した30社を閲覧し、見受けられた傾向について解説します。なお、2025年2月に欧州委員会が「オムニバス法案」を公表し、CSRDについては対象企業の見直し、適用時期の延期及びデータポイントの削減等が提案されています。今後の動向にご留意ください。加えて、前述のとおり、SSBJ基準を早期適用する企業も一定数出てくる可能性があるため、これらの事例を参考にすることも有用と考えられます。

①サステナビリティ情報に割いたページ数について

調査対象企業のほとんどが、サステナビリティ情報をアニュアルレポート等で開示しています。この開示書類において、サステナビリティ情報の開示のために「51～100ページ」を要している企業が、調査対象企業の半数を占めており、平均では95ページを要しています（資料1）。

【資料1】 サステナビリティ情報の記載量

ページ数	企業数
1～50	3
51～100	15
101～150	9
151～200	2
201～	1
合計	30
最大	248ページ
最小	42ページ
平均	94.7ページ

②重要な影響、リスク及び機会（IRO）が識別されている欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）のトピックについて
各トピックに対して重要なIROを識別している企業数は資料 2 の通りです。

【資料 2】 重要なIROの識別数

トピック	重要なIROを識別している企業数	割合
E1 気候変動	30	100%
E2 汚染	15	50%
E3 水・海洋資源	11	37%
E4 生物多様性・生態系	17	57%
E5 資源利用・循環型経済	28	93%
S1 自社従業員	30	100%
S2 バリューチェーンの労働者	27	90%
S3 影響を受けるコミュニティ	5	17%
S4 消費者とエンドユーザー	21	70%
G1 企業行動	30	100%
企業固有	9	30%
調査対象企業	30	—

調査対象企業の全てが、「E1：気候変動」、「S1：自社従業員」、「G1：企業行動」に関して重要なIROを識別しています。これについて、「E1：気候変動」はバリューチェーンに広範に影響を及ぼすトピックであること、「S1：自社従業員」は各社の価値創造の源であること、「G1：企業行動」は各社のビジネスの土台となるものであることから、重要と評価される傾向があると思われます。

③トピックごとの重要なIROの数

各トピックについて、識別されている重要なIRO数の平均値は資料 3 のとおりです。

【資料 3】 トピック別の重要なIRO数の平均値

トピック	重要なIROの数（平均）
E1 気候変動	5.5
E2 汚染	4.1
E3 水・海洋資源	2.4
E4 生物多様性・生態系	3.9
E5 資源利用・循環型経済	4.1
S1 自社従業員	6.7
S2 バリューチェーンの労働者	4.2
S3 影響を受けるコミュニティ	6.0
S4 消費者とエンドユーザー	4.9
G1 企業行動	5.1
企業固有	4.1

「E1：気候変動」、「S1：自社従業員」、「S3：影響を受けるコミュニティ」、「G1：企業行動」、は、平均で 5 個以上の重要なIROが識別されています。

④サブトピックごとの重要なIROの開示

調査対象企業の中には、①サブトピックごとではなく、トピックごとに重要なIROを開示している事例や、②複数のサブトピックをまとめて、重要なIROを開示している事例が含まれており、サブトピックと重要なIROの紐づけが明確にできないものが含まれています。そのため、サブトピックごとの重要なIROの開示状況を網羅的に集計することはできませんでした。以上を前提として、重要なIROが識別されているサブトピックの状況は、資料 4 のとおりです。

【資料 4】 重要なIROが識別されているサブトピックの状況

トピック	重要なIROを開示しているサブトピック
E1 気候変動	「気候変動の緩和」が最も多く「エネルギー」が次に続く。
E2 汚染	「大気汚染」が最も多い。
E3 水・海洋資源	「水」が最も多い。
E4 生物多様性・生態系	「生物多様性損失の直接的影響要因」が最も多い。
E5 資源利用・循環型経済	「資源の利用を含む資源インフロー」が最も多い。
S1 自社従業員	「労働環境」、「全てのの人に平等な待遇と機会を」が最も多い。
S2 バリューチェーンの労働者	「労働環境」が最も多い。
S3 影響を受けるコミュニティ	「地域社会の経済的、社会的、文化的権利」が最も多い。
S4 消費者とエンドユーザー	「消費者・エンドユーザーに対する情報関連の影響」が最も多い。
G1 企業行動	「企業文化」、「内部告発者の保護」、「支払慣行を含むサプライヤー関係の管理」、「汚職と贈収賄」がほぼ同数。

⑤事業による特徴

調査対象企業の全体の傾向は前述のとおりですが、事業によって全体の傾向とは異なる特徴が見られました。「E3：水・海洋資源」は、重要なIROを識別している企業数は11と、他のトピックに比べると少ない水準になっています。しかし、Food & Beverage（食品・飲料品事業）の企業で見ると、調査対象企業の約8割以上の企業が重要なIROを識別しています。これは、食品・飲料品事業において、特に水が重要な経営資源となっているためと考えられます。

また、「E2：汚染」は、重要なIROを識別している企業数は15と、他のトピックに比べると少ない水準になっています。しかし、Health Care（健康関連事業）の企業で見ると、調査対象企業の全てが重要なIROを識別しています。これは、健康関連事業において、懸念物質や高懸念物質を取り扱うことがあるためと考えられます。

2）サステナビリティ開示プロジェクトの目的が曖昧になっていませんか？

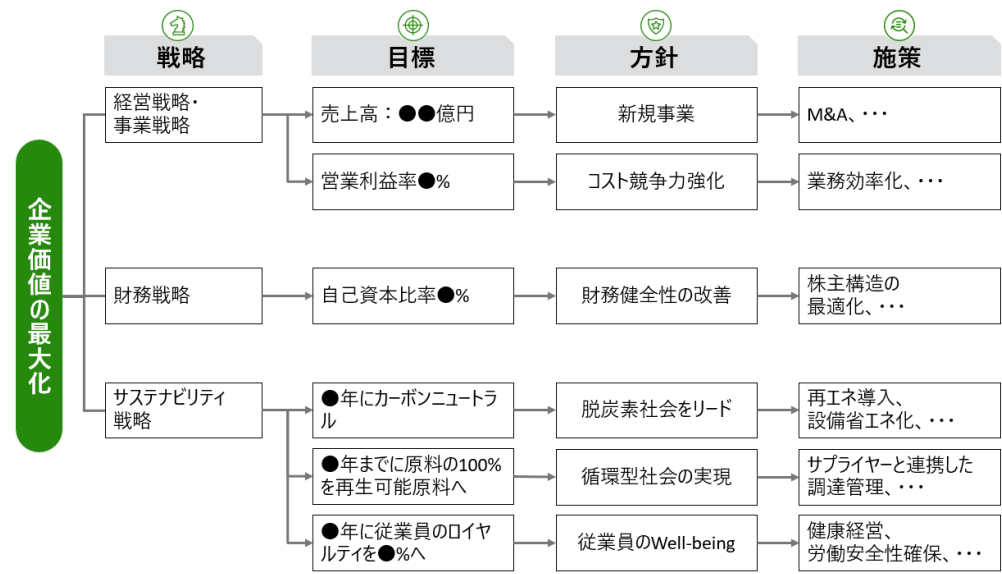
サステナビリティ情報の開示には目的によって攻めの開示と守りの開示があります。推進しているプロジェクトの目的が攻めか守りか曖昧なままだと、開示プロジェクトの推進にあたり無駄な作業とコストがかかるリスクが高まります（資料5）。

【資料 5】 ステークホルダーの問いと企業が抱える悩み

攻めの開示	
投資家等の問い	ESG活動は業績及び企業価値向上につながっているのか？
企業の悩み	ESG活動が、業績及び企業価値向上にどのようにつながっているか説明が難しい…。
守りの開示	
規制当局等の問い	サステナビリティ情報を適切に開示できているか？
企業の悩み	規制当局等からの開示要請について、具体的な対応方法がわからない…。

攻めの開示は、企業価値に影響を与えるサステナビリティ情報を定義/改善することで投資家へのアピールに繋げることを目的とした開示です。投資家は企業価値に影響を与えるサステナビリティ情報に着目していることから、企業はサステナビリティ情報のうち企業価値と繋がり有するサステナビリティ情報が何かを選定する必要があります。例えば、ESG要因の機会とリスクを適切に認識し、企業価値向上に有効に活用していると判断されESGレーティングが高い企業は、アナリストによる長期業績予想は高まる傾向があり、これにより株式を取得する投資家が増加し、結果として企業価値が向上するという流れが生まれます。企業のサステナビリティへの取り組みが企業価値向上に繋がることを可視化する手段として、資料6のようなロジックツリーを活用した開示及び投資家とのエンゲージメントが重要です。

【資料 6】 攻めの開示のロジックツリー



一方で守りの開示は、規制対応に伴う開示を意味します。日本では2025年3月にSSBJ基準が公表され、プライム上場企業で時価総額3兆円以上の会社への2027年3月期適用を皮切りに、段階的に適用されていくことが見込まれています。筆者の周りでは、まずは守りの開示の強化からプロジェクトをスタートし、サステナビリティ情報を一定程度入手できる仕組みが整ったところで、そのサステナビリティ情報の攻めの開示への活用を検討する企業が増加傾向にあります。具体的には、守りの開示のプロジェクト推進の過程で、投資家、従業員、社会、顧客等のエンゲージメントを通じて新たなサステナビリティ関連のリスク及び機会が識別されたことから、それらを経営指標として活用することを検討する動きが挙げられます。

3) 財務情報とサステナビリティ情報が整合していますか？

昨今、統合報告書等でサステナビリティ情報の開示が増加傾向にあるなか、財務情報とサステナビリティ情報で不整合となっていることが懸念されるケースが生じています。例えばサステナビリティ情報では、「2050年までにカーボンニュートラルを達成」と記載されている一方で、財務諸表には、石炭火力発電や化石燃料関連の資産が簿価で多額に計上されており、減損もされていないケースがあります。この場合、長期的に価値が毀損する可能性が高い資産が評価され続けており、戦略との整合性が取れていないと投資家等に疑念を持たれるリスクがあります。

4) 第三者保証を意識してプロジェクト推進していますか？

サステナビリティ情報に対する第三者保証は、世界的には多くが任意保証であり、保証基準も国際保証業務基準（ISAE）3000、ISAE3410、ISO14064等の複数の基準が乱立している状況です。そのような中、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000を最終化、公益監視委員会（PIOB）の承認を受けて2024年11月に公表しました。加えて、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」では制度保証に向けて、サステナビリティ保証の範囲や基準、保証業務の担い手及び保証人の倫理独立性基準などが議論されています（資料7）。

ここでは、保証実務において想定される実務上の課題を探ります。

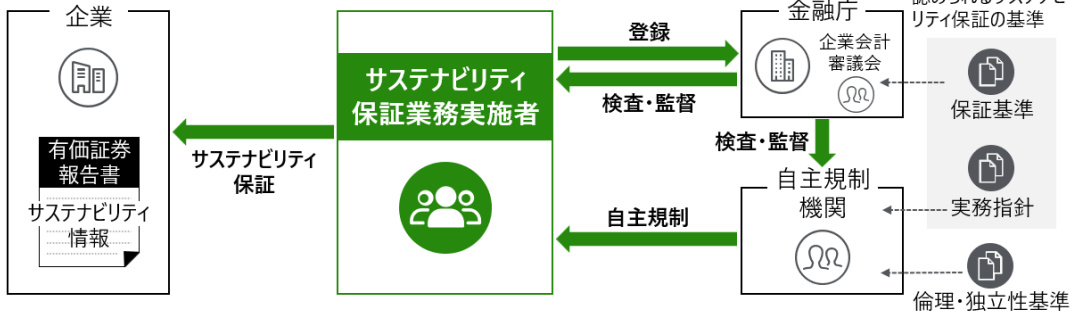
【資料 7】 金融庁でのサステナビリティ保証の議論状況

1 保証業務実施者

- サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足る体制の整備
- 守秘義務、独立性を確保するための業務制限等

2 保証基準

SSA5000との整合性を確保しつつ、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準を策定



3 保証の範囲

保証義務化後2年間は、ガバナンス、リスク管理及びScope 1・2（指標及び目標の一部）

4 保証の水準

限定的保証

5 自主規制機関の役割

- 保証業務の質の維持・向上
- 従事者の知識・能力の向上
- 従事者における高い倫理観の醸成・保持

6 倫理基準

IESSAとの整合性を確保

出所：金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」（第2回）事務局説明資料（2025年3月21日）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_assurance_G/shiryoku/20250321/01.pdf, アクセス日2025年4月11日をもとにトーマツ作成

①保証実務が未成熟である

欧州では、2024年12月期よりCSRDに基づくサステナビリティ開示への第三者保証が始まっています。しかし、我が国では保証制度自体が正式に決まっていないこと及び保証業務実施者と財務諸表の監査人との関係性が定まっていないことから、保証手続の範囲や深度は保証チームの裁量に一定程度委ねざるを得ない状況にあります。なお、前編のアンケート（Q6）のとおり、我が国のサステナビリティ開示制度導入に向けた保証人の選定については、多くの企業で未定となっています。

②保証スケジュールがタイト

各法域で定める制度次第にはなりますが、財務諸表監査と並行してサステナビリティ情報の保証を行う必要があることからスケジュールがタイトになる傾向があります。例えばサステナビリティ情報収集のためのシステム化が進んでいない場合、グローバルのデータを連結ベースで保証することは非常に時間がかかるリスクがあります。従って、強制適用年度前に内部統制の整備運用を準備することが重要です。

③保証チーム内の知識のばらつき

サステナビリティ情報の保証チームには、サステナビリティ情報の専門家として保証の経験がないメンバーも一定程度関与する可能性があります。一方で、財務諸表監査の経験は豊富ではあるものの、サステナビリティ領域に関して豊富な知識を有していないメンバーも関与する可能性があります。保証業務の質を一定に保つためには、サステナビリティ情報の保証チームを構成する、財務諸表監査の専門家とサステナビリティ情報の専門家との適時適切な連携を通じた双方のOJT及び手続のテンプレート化等が求められます。

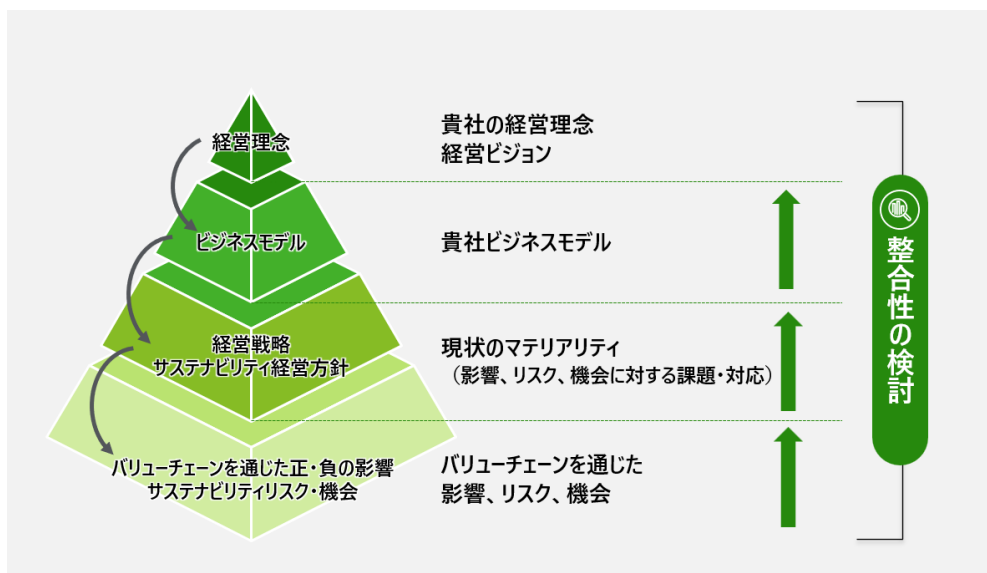
5）そのマテリアリティは企業実態にありますか？

企業が持続可能な成長を遂げるためには、マテリアリティの適切な特定と見直しが不可欠です。現在のマテリアリティは事業実態にあった適切な内容でしょうか？ 前述のCSRD先行事例では、Food & Beverage（食品・飲料品事業）の企業は「E3：水・海洋資源」に重要なIROを識別する傾向にあることや、Health Care（健康関連事業）の企業は「E2：汚染」に重要なIROを識別する傾向にあります。また、前編の今回セミナーのアンケートでは、水産・農林業や金融保険業は気候変動をマテリアリティとしている企業が多い傾向にあることや、製造業のうち石油・ガス・化学は汚染をマテリアリティにしている企業が多い傾向にあることが見受けられています。このように、マテリアリティとするトピックは、業種ごとにバリューチェーンやステークホルダーが異なり、また、環境や社会から自社が受ける影響も異なってくることから、業種ごとに特徴が生じていると考えられます。

制度開示の検討が進む以前から、企業は自主的にマテリアリティを統合報告書などで開示していました。一方で、昨今はCSRDやSSBJなどに対する準備が進む中で制度対応を踏まえたマテリアリティの識別・評価が進められているところです。こうした検討を進める過程で制度対応のためのマテリアリティと従来開示していたマテリアリティとの不一致が課題となり、見直しが必要とされるケースが散見されます。そこで、これを機会に自社が提供する社会的価値を再評価し、あるべきマテリアリティが何かを再定義する必要が生じる時があります。マテリアリティが異なれば、当然ながら重要なリスクと機会も異なります。これらのリスクと機会は、将来の企業価値に影響を及ぼす重要な情報として投資家に開示されます。投資家はこれらの情報を投資判断の一つとして活用しているため、マテリアリティの適切な設定とそこから導かれる重要なリスクと機会の開示は、企業の長期的な企業価値向上に欠かせない要素となります。筆者の周りでは、中期経営計画の見直しと併せてマテリアリティの見直しも行う会社が増えている傾向があります。

昨今は、財務情報だけでなくサステナビリティ情報も企業価値に対して大きな影響を及ぼすといわれています。例えば、パランスシートには人的資本は計上されませんが、人的資本が利益やキャッシュ・フローの源泉となっていることは論を俟たないと思います。財務情報では表しきれない企業価値の源泉を、サステナビリティ情報で補完することで、投資家はより適切な判断をしやすくなり、企業にとって競争優位性を視覚化できます（資料８）。

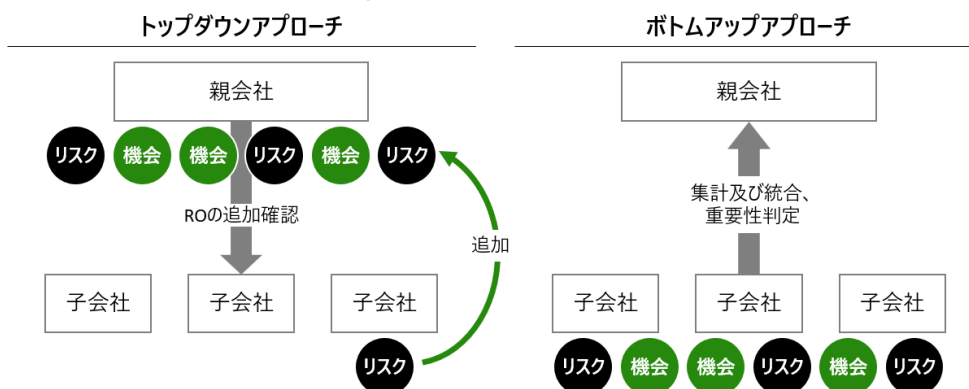
【資料８】 経営戦略との整合性の確認



６）プロジェクトの失敗リスクを最小限にする体制はできていますか？

サステナビリティ開示を進めるプロジェクトでは、親会社と子会社間の役割分担やプロジェクトチームの安定性が重要な課題となります。以下に、体制構築に関する実務上のポイントを示します（資料９）。

【資料９】 EFRAG IG 1 Materiality Assessment



Point

- 親会社と一部子会社メンバーで選定の実施が可能
- 子会社のリスク及び機会が漏れる可能性

Point

- 子会社を含めた多数を巻き込む必要がある
- 親会社で連結観点でROの統合や、重要性判定の実施が必要がある
- 子会社からのボトムアップなので、リスク機会の実態把握の面で優れている

①サステナビリティ領域を推進できる専門人材の確保

前編の今回セミナーのアンケート（Q1）では、SSBJ基準の適用に際しての一番の課題として、専門知識のある人材の不足（32%）が挙げられています。プロジェクトの推進力を支える専門人材が抜けると、プロジェクトが頓挫するリスクが高まります。このリスクを軽減するためには、専門人材の育成/採用に注力することが大切です。

一方で、サステナビリティ開示に向けた制度対応プロジェクトはその複雑さや専門性の高さから、多くの企業が人材に課題感を持ち、コンサルタントの力を借りています。このため、プロジェクトをコンサルタント任せにしてしまうことが多くあります。しかし、初期フェーズでの現状分析や課題識別をコンサルタントに丸投げすると、後の運用体制の整備や開示内容の作成が困難になります。企業としてもプロジェクトに積極的に関与し、進行状況を把握し続けることが、議論の不活性化やプロジェクトの停滞を防ぐ鍵となります。

②明確な役割分担とコミュニケーションの促進

前編の今回セミナーのアンケートでは、SSBJ基準の適用に際しての主な課題として、関係部署/関係グループ会社からの協力不足（14%）が挙げられています（Q1）。親会社と子会社の間で役割を押し付け合うことは、プロジェクトの進行を妨げる要因となります。これを防ぐためには、プロジェクト開始時に明確な役割分担を設定し、各社の責任範囲を明確にすることが重要です。例えば、親会社は戦略的方向性の設定と資源配分を担い、子会社はデータ収集を担当する、といった役割分担が考えられます。実際、先行事例である2024年12月期のCSRSDに基づくサステナビリティ開示保証の現場においても、定量情報は本社が管理するのか各子会社が管理するのか早めに固めることが重要、という声があがっています。

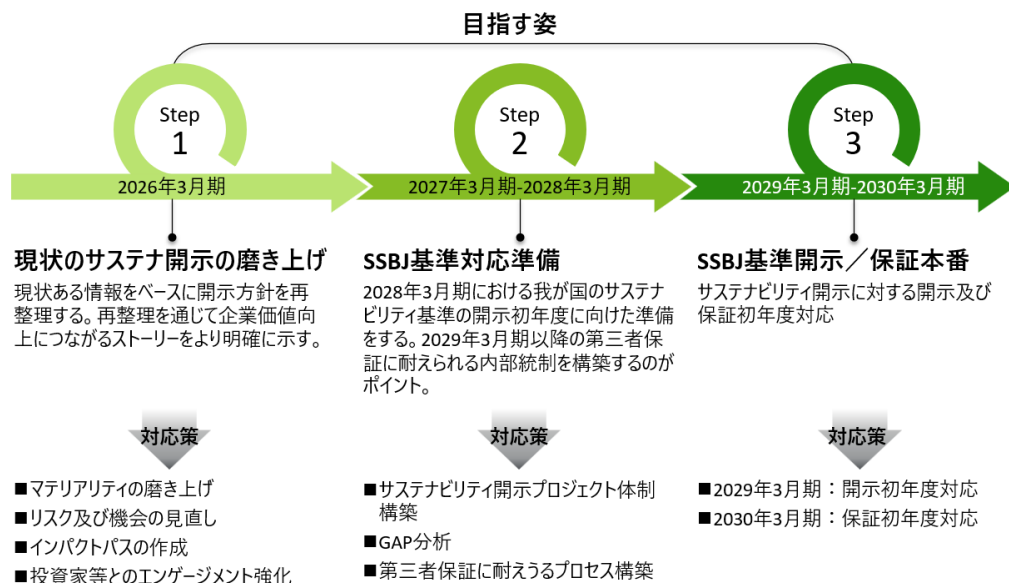
また、定期的なコミュニケーションを促進することで、親会社と子会社間の連携を強化することが大切です。定例会議や進捗報告の機会を設け、情報共有を徹底することが、プロジェクト全体の透明性を高める要因となります。

7) SSBJ基準適用まで比較的時間に余裕がある企業は何をするのが良いでしょうか？

守りの開示が当面先となる場合は、企業価値向上に向けた攻めの開示を検討するのが良いといえます。例えば、企業価値向上に向けより実態に即したマテリアリティの見直し、統合報告書等によるサステナビリティ情報の開示レベルの向上等があげられます。対応策は企業によって異なりますが、重要なことはやるべきことに優先順位をつけたうえでタイムラインを引くことが大切です。このあたりが曖昧だと総花的な対応になり、攻めの開示に手を付けられないまま、SSBJ基準適用のためのプロジェクトをスタートすることになり、プロジェクト推進の難易度が増します。資料10はプライム市場時価総額5,000億円以上1兆円未満の企業のタイムラインの一例です。時系列にすると、限られた時間の中でやるべきことを絞り込むことの重要性がご理解頂けるかと思われます。

なお、前編の今回セミナーのアンケートでは、例えば、重要なリスクと機会の財務的な影響について、定性的な影響及び定量的な影響ともに把握しているのは、プライム上場・時価総額5,000億円以上では47%であったのに対し、プライム上場・時価総額5,000億円未満では38%となっているなど、時価総額5,000億円未満の企業について、SSBJ基準の適用に向けた準備が進んでいない点も見受けられます。2030年代での適用が見込まれているところではありますが、同業他社での先行開示や、前提となる経営におけるサステナビリティへの取り組みで競争力を失うことがないよう、着実に準備を進めていくことが考えられます。

【資料10】 タイムラインの一例



デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスで、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>